	-								
事業名	税制特例								
事業主体	国								
							1		
対象者	✓ 個ノ	(持5家)		[✓ 個人(賃貸)			事業者	Í
対象工事	✓ 新	築(建設)		[✓ 改修·増築			✓ 購入	
カテゴリー	□ バリアフリー化	省エネ化		環境対策	移住定住・ 子育で等支援	空家效	対策	東日本大震災 被災者向け	✓ その他
	<u> </u>								
概要	住宅の取得、住	宅のリフォーム、住	宅の	譲渡に利用	目可能な税制特例	īJ.			
特例措置の種類	各税制の特例措置の詳細は,下記の国土交通省ホームページよりご確認ください。 〈住宅の取得に利用可能な税制特例〉 ・住宅ローン減税【所得税、個人住民税】 ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置【贈与税】 ・ ・ ・ ・ 本動産取得税に係る特例措置【ア動産取得税】 ・ 新築住宅に係る税額の減額措置【固定資産税】 ・ 部産住宅に係る税額の減額措置【固定資産税】 ・ 認定長期優良住宅に関する特例措置【所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、個人住民税】 ・ 認定長期優良住宅に関する特例措置【所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、個人住民税】 ・ 認定低炭素住宅に関する特例措置【所得税、登録免許税、不動産取得税】 ・ 資取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置【登録免許税、不動産取得税】 〈住宅のリフォームに利用可能な税制特例〉 ・ 住宅ローン減税【所得税、個人住民税】 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・								
控除金額等	各税制特例の控	B除等をご確認く力	ぎさい。)					
適用期限等	各税制特例の適	亜用期限等をご確	認くた	<u>-</u> さい。					
その他									
ホームページ	<住宅税制>	nlit.go.jp/jutakı			/jutakukentiku_ /zeisei_index2.f		000	0011.html	
お問合せ先									

事業名	すまい給付金							
事業主体	国							
対象者	✓ 個人(持5家)	□ 個人(賃貸)	事業者					
対象工事	✓ 新築(建設)	改修・増築	✓ 購入					
カテゴリー	□ バリアフリー化 □ 省エネ化 □	環境対策	対策 東日本大震災 マ その他					
概要	消費税率引上げによる住宅取得者の負担増を緩和することを目的とした制度で、住宅ローン減税の拡充による負担軽減効果が十分に及ばない収入層に対して、住宅ローン減税とあわせて消費税率引き上げによる負担の軽減を計るもの。							
補助対象要件	◇対象者> ①住宅の所有者:不動産登記上の持分保有者 ②住宅の居住者:住民票において,取得した住宅への居住が確認できる方 ③収入が一定以下の方 [税率8%時]収入額の目安が510万円以下 [税率10%時]収入額の目安が775万円以下 ④(住宅ローンを利用しない場合のみ)年齢が50才以上の方 [税率10%時]収入額の目安が650万円以下 〈対象住宅の要件〉 ·引上げ後の消費税率が適用されること ·床面積が50m以上であること(※1) ·第三者機関の検査を受けた住宅であること 等 (※新築住宅/中古再販住宅、住宅ローン利用の有無で要件が異なりますのでご注意ください) (※1)下記、一定の期間内に契約した場合は、40m以上が対象です。 ・注文住宅の新築の場合:令和2年10月1日から令和3年9月30日まで							
補助金額等	・分譲住宅・中古住宅の取得の場合:令和2年12月1日から令和3年11月30日まで 給付額は、給付基礎額に持分割合を乗じた金額 ([税率8%時] 最大30万円 / [税率10%時] 最大50万円)							
補助申請期間	消費税率の引上げられる平成26年4月以降に引き渡された住宅から、税制面での特例が措置される令和3年12月31日までに引渡され入居が完了した住宅が対象。 (※ただし、一定の期間内(上記※1と同期間)に契約した場合は、令和4年12月31日までに引渡され入居が完了した住宅が対象です。)							
その他	くすまい給付金の申請方法> 申請は、全国に設置するすまい給付金申請窓口への持参またはすまい給付金事務局への郵送により行うことができます。							
ホームページ	http://sumai-kyufu.jp/							
お問合せ先	すまい給付金お問い合わせ窓口:057 (PHSや一部のIP電話からの場合:04 受付時間 9:00~17:00(土、日、	ł5-330 - 1904)						

事業名	住まいの復興給付金						
事業主体	国						
対象者	✓ 個人(持5家)	□ 個人(賃貸)		事業者	Ĭ		
対象工事	✓ 新築(建設)	✓ 改修·増築		✓ 購入			
カテゴリー	□ パリアフリー化 □ 省エネ化 □	環境対策	空家対策	東日本大震災被災者向け	✓ その他		
概要	東日本大震災により被害が生じた住宅の被災時点の所有者が、引上げ後の消費税率が適用される期間に、新たに住宅を建築・購入し、または被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、給付を受けることができる制度。						
補助対象要件	③被災住宅が宮城県・岩手県・福島	古住宅を「購入」した場合> 正住宅*を被災時点に所有して、規模半壊」「半壊または床は、被災住宅を取り壊している方にしている方にしている方にしている方にしている方にしている方にしている方に、大規模半壊」「半壊または床がた方の万円(税抜)以上である。 立を受けている期間に建築・購たした中古住宅、あるいは補修にあてはまること。 3階以上の共同住宅の期間にはまること。 3階以上の共同住宅の期間にはまること。 3階以上の共同住宅の期間にはまること。	を上浸水」「一 ることが必要 していた方 下上浸水」「一 こと 入した被災住宅 は30㎡以上 下満の戸建て、	-部損壊または床下 主宅、 宅 2 契約を行い、 又は共同住宅の方に	‡40㎡以上		
	契約日にかかわらず、2024年12 ※その他の都道府県の場合 以下の一定期間に契約した方は、 建築(工事請負契約)の場合 購入(不動産売買契約)の場	2022年12月31日までに引 : 2020年10月1日から202	き渡された住 1年9月30日	宅であること。 日まで			

補助金額等	<建築・購入の場合> 「再取得住宅の床面積(上限175㎡)」×「給付単価」×「再取得住宅の持分割合」の額 <補修の場合> 次の A または B のどちらか金額が少ない方 A.「被災住宅の床面積」×「給付単価」 B.「実際に支払った補修工事費の消費税増税分」
補助申請期間	住宅の引渡日から1年以内
その他	
ホームページ	http://www.fukko-kyufu.jp/
お問合せ先	住まいの復興給付金事務局コールセンター:0120-250-460 (フリーダイヤルがつながらない場合:022-745-0420) 受付時間 9:00~17:00 (土、日、祝除く)

事業名	長期優良住宅化リフォーム推進事業						
事業主体	国						
			·				
対象者	✓ 個人(持ち家)	□ 個人(賃貸)	✓ 事業者				
対象工事	新築(建設)	✓ 改修・増築	購入				
カテゴリー	□ バリアフリー化	環境対策 移住定住・ 子育 て等支援 ② 空家女	東日本大震災 被災者向け				
概要	良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、既存住宅の長寿命化や省エネ化等に 資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修に対して支援を行うもの。						
補助対象要件	〈補助対象費用〉 ・長期優良住宅化リフォーム工事に要する費用 ・三世代同居対応改修工事に要する費用 ・子育て世帯向け改修工事に要する費用 ・防災性・レジリエンス性の向上改修工事に要する費用 ・インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成に要する費用等 〈対象事業〉 以下の(1)、(2)を満たす戸建住宅又は共同住宅のリフォーム工事 (1)インスペクションを実施し、維持保全計画・履歴を作成すること (2)工事後に耐震性と劣化対策、省エネルギー性が確保されていること						
補助金額等	 〈補助率・補助限度額〉 ・補助率:補助対象費用の1/3 ・補助限度額:原則100万円/戸 ※長期優良住宅(増改築)認定を取得する場合 200万円/戸 ※以下のいずれかの場合、上記の限度額に、50万円/戸を加算 ・三世代同居改修工事を併せて行う場合 ・若者・子育て世帯が工事を実施する場合 ・既存住宅を購入し工事を実施する場合 ・一次エネルギー消費量を省エネ基準比▲20%とする場合 						
補助申請期間	申請は事業者が行う。 〇通年申請タイプ ・事業者登録の受付期間:令和5年4月7日(金)~令和5年11月30日(木) 〇事前採択タイプ「安心R住宅」「提案型」 ・提案の受付期間:令和5年4月7日(金)~令和5年5月26日(金)						
その他	事業内容、事業者登録、応募方法等の詳細、交付申請等の手続きの詳細については、下記のホームページをご覧ください。						
ホームページ	https://www.kenken.go.jp/cho	ouki r/					
お問合せ先	<長期優良住宅化リフォーム推進事業評 TEL:03-5805-0522 平日 10:00~16:00(12:00~13:0						

事業名	ZEH支援事業							
事業主体	国							
	_		<u></u>					
対象者 	✓ 個人(持5家)	個人(賃貸)	事業者					
対象工事	✓ 新築(建設)	✓ 改修·増築	✓ 購入					
カテゴリー		環境対策 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	第日本大震災					
概要	年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した住宅(以下「ZEH」という。)又はZEHより省エネを更に深堀りするとともに、設備のより効果的な運用等により太陽光発電等の自家消費拡大を目指したZEH(以下「ZEH+」という。)となる新築注文戸建住宅を新たに建築する又は新築建売戸建住宅を購入する事業、本事業の要件を満たした戸建住宅に蓄電システムを導入する、低炭素化に資する素材、先進的再エネ熱利用設備を導入する事業に補助するもの。							
補助対象要件	補助対象となる住宅は下記①~⑤の全ての条件を満たすものに限ります。 ① 申請者が常時居住する住宅であること。(住民票等による確認を事業完了後も求める場合があります) ② ZEH又はZEH+の交付要件を満たす住宅であること。 ③ 専用住宅であること。ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が一定の要件を満たしている場合に限り、申請することができる。 ④賃貸住宅・集合住宅ではないこと。ただし、申請者が所有する賃貸住宅・集合住宅の一部に申請者が居住し、かつその住戸が本事業の交付要件を満たす場合は、その自宅部分について申請することができる。 ⑤ 新築戸建建売住宅においては、一度も登記されたことがなく、交付決定日前に支払いや引渡しを終えていたい住宅であること。 ⑥ 住宅の敷地が、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく「土砂災害特別警戒区域」に掛かっていないこと。							
補助金額等	1)『ZEH』 ・交付要件を満たす住宅 一戸あたり 定額 55万円 (地域区分・建物規模によらず全国一律) ※交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH、ZEH Orientedも同額の補助金額とする。 2)『ZEH+』 ・交付要件を満たす住宅 一戸あたり 定額 100万円 (地域区分・建物規模によらず全国一律) ※交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH+も同額の補助金額とする。(ZEH Orientedは不可) ※ 蓄電システム、直交集成板(CLT)、地中熱とートポンプシステム、PVTシステム、液体集熱式太陽熱利用システムを導入する場合は、それぞれに対して補助金が加算されます。(詳細は公募要項をご確認ください。)							
補助申請期間	公募期間(一般公募) - 次公募 2023年4月28日(金) 10時 ~ 2023年11月10日(金) 17時締切 - 次公募 2023年11月20日(月) 10時 ~ 2024年1月9日(金) 17時締切 - 次公募 2023年11月20日(月) 10時 ~ 2024年1月9日(金) 17時締切 公募期間(新規取り組み公募) 2023年4月28日(金) 10時 ~ 2023年9月1日(金) 17時締切							
その他	事業の詳細は、一般社団法人 環境共創イニシアチブのホームページをご覧下さい。							
ホームページ	https://sii.or.jp/moe_zeh05/							
お問合せ先	<一般社団法人 環境共創イニシアチュ TEL: 03-5565-4030 【受付時間】							

事業名	次世代ZEH+(注文·建売·TPO)実証事業						
事業主体	国						
対象者	☑ 個人(持5家)	□ 個人(賃貸)	事業者				
対象工事	✓ 新築(建設)	改修·增築	✓ 購入				
カテゴリー	□ バリアフリー化 ▽ 省エネ化 ✓	環境対策 移住定住・ 子育て等支援 空家が	対策 東日本大震災 ここ その他				
概要	年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した住宅(以下「ZEH」という。)より省エネを更に深堀りするとともに、設備のより効果的な運用等により太陽光発電等の自家消費拡大を目指したZEH(以下「ZEH+」という。)から更に再生可能エネルギーの自家消費の拡大を目指したZEH(以下「次世代ZEH+」という。)となる新築注文戸建住宅を新たに建築する事業、新築建売戸建住宅の次世代ZEH+を購入する事業、TPOモデル等を活用した世代ZEH+を建築する事業に補助するもの。						
補助対象要件	補助対象となる住宅は下記①~⑦の全ての条件を満たすものに限ります。 ① 申請者が常時居住する住宅であること。(住民票等による確認を事業完了後も求める場合があります) ② 次世代ZEH+の交付要件を満たす住宅であること。 ③ 専用住宅であること。ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が本事業の交付要件を満たしている場合は、申請することができる。 ④ 賃貸住宅・集合住宅ではないこと。ただし、申請者が所有する賃貸住宅・集合住宅の一部に申請者が居住し、かつその住戸が本事業の交付要件を満たす場合は、その自宅部分について申請することができる。 ⑤ 建売を前提に建築され、一度も登記されたことがなく、交付決定日前に支払いや引渡しを終えていない住宅であること。(建売住宅のみ) ⑥ TPOモデルを活用して太陽光発電システムを導入する住宅であること。(TPOモデル活用のみ) ⑦ 住宅の敷地が、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく「土砂災害特別警戒区域」に掛かっていないこと。						
補助金額等	『次世代ZEH+』 一戸あたり 定額100万円 (地域区分・建物規模によらず全国一律) ※ 交付要件を満たす場合に限り,Nearly Z E H + も同額の補助金額とする ※ 蓄電システム、V2H充電設備、燃料電池、太陽熱利用温水システムを導入する場合は、それぞれに対して補助金が加算されます。(詳細は公募要項をご確認ください。)						
補助申請期間	公募期間:2023年4月28日(金)	~ 2023年11月10日(金) 17時	締切				
その他	事業の詳細は、一般社団法人 環境共創イニシアチブのホームページをご覧下さい。						
ホームページ	https://sii.or.jp/meti_zeh05/z	reh plus/public.html					
お問合せ先	<一般社団法人 環境共創イニシアチ TEL: 03-5565-4081【受付時間						

事業名	次世代HEMS実証事業					
事業主体	国					
対象者	✓ 個人(持5家)	□ 個人(賃貸)		事業者	: !	
対象工事	✓ 新築(建設)	改修•増築		購入		
カテゴリー	パリアフリー化 省エネ化	環境対策	空家対策	東日本大震災 被災者向け	こ その他	
	·					
概要	年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した住宅(以下「ZEH」という。)より省エネを更に深堀りするとともに、設備のより効果的な運用等により太陽光発電等の自家消費拡大を目指したZEH(以下「ZEH+」という。)から更に再生可能エネルギーの自家消費の拡大を目指したZEH(以下「次世代ZEH+」という。)となる戸建住宅を新たに建築する事業のうち太陽光発電の自家消費率を更に向上させるため、AI・IoT等を活用し、太陽光発電システムや蓄電池等の最適制御を行うHEMS(以下「次世代HEMS」という。)の実証を行う事業に補助するもの。					
補助対象要件	補助対象となる住宅は下記①~⑤の全ての条件を満たすものに限ります。 ① 申請者が常時居住する住宅であること。(住民票等による確認を事業完了後も求める場合があります。) ② 次世代ZEH+の交付要件を満たす住宅であること。 ③ 専用住宅であること。ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が本事業の交付要件を満たしている場合は、申請することができる。 ④ 賃貸住宅・集合住宅でないこと。ただし、申請者が所有する賃貸住宅・集合住宅の一部に申請者が居住し、かつその住戸が本事業の交付要件を満たす場合は、その自宅部分について申請することができる。 ⑤ 住宅の敷地が、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく「土砂災害特別警戒区域」に掛かっている場合は、原則、補助対象外とします。					
補助金額等	『次世代ZEH+』 一戸あたり 定額112万円 (地域区分・建物規模によらず全国一律) ※ 交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH+も同額の補助金額とする。 ※ 蓄電システム、燃料電池、V2H充電設備、太陽熱利用温水システムを導入する場合は、それぞれに対して補助金が加算されます。(詳細は公募要項をご確認ください。)					
補助申請期間	公募期間:2023年4月28日(金)~2023年11月10日(金)17時締切					
その他	事業の詳細は、一般社団法人 環境共創イニシアチブのホームページをご覧下さい。					
ホームページ	https://sii.or.jp/meti_zeh05/zeh_plus_hems/public.html					
お問合せ先	<一般社団法人 環境共創イニシアチ: TEL: 03-5565-4081 【受付時間】					

事業名	サステナブル建築物等先導事業							
事業主体	国							
対象者	個人(持5家)	個人(賃貸)	✓ 事業者					
対象工事	✓ 新築(建設)	✓ 改修・増築	購入					
カテゴリー	□ パリアフリー化	環境対策	対策 東日本大震災 ② その他					
概要	省エネ・省CO2に係る先導的な技術を導入する,住宅・建築物のリーディングプロジェクトを支援するもの。 (4分野で支援を実施) <省CO2先導型> 省エネ・省CO2に係る先導的な技術を導入した住宅・建築物のリーディングプロジェクトを支援するもの。 〈気候風土適応型〉 地域の気候風土に応じた建築技術を活用し伝統的な住文化を継承しつつも、現行の省エネルギー基準では評価が難しい環境負荷低減対策等が図られた住宅を建設するプロジェクトを支援するもの。 〈木造先導型〉 構造・防火及び生産システムの面で先導的な設計・施工技術を導入したプロジェクトを支援するもの。 〈次世代住宅型〉 先導タイプ: 先導的なIoT住宅の実用化に向けた課題・効果の検証を行う取組を支援するもの。 市場化タイプ: 実用段階に至っているIoT住宅について、市場への供給に向けた課題・効果の検証を、実際に供給 される住宅において行う取組を支援するもの。							
補助対象要件								

補助金額等	〈省CO2先導型〉 一般部門:上限5億円/1プロジェクト(戸建住宅は上限200万円/戸) 中規模建築物部門:上限5億円/1プロジェクト LCCM低層共同住宅部門:上限75万円/戸かつ5億円/1プロジェクト 分譲住宅トップランナー事業者部門:上限30万円/戸かつ2,500万円/1プロジェクト 〈気候風土適応型〉 上限100万円/戸 〈木造先導型〉 (1)一般建築物 調査設計費:先導的な木造化に関する費用の1/2以内 建設工事費:木造化による掛増し費用の1/2以内 ※上限5億円/1案件 (2)木造実験棟調査設計費、建設工事費:定額(上限3,000万円) 〈次世代住宅型〉 先導タイプ:上限5億円/1プロジェクト 市場化タイプ:上限50万円/戸(省エネ性能がZEHレベルの場合は75万円)
補助申請期間	(1プロジェクト3年以内かつ100戸以内) 〈省CO2先導型〉 第1回 令和5年4月17日(月)~令和5年5月31日(水)※令和4年度は9月頃に第2回の公募あり。 〈気候風土適応型〉 第1回 令和5年4月24日(月)~令和5年6月2日(金) 第2回 令和5年7月24日(月)~令和5年9月1日(金)(予定) 〈木造先導型〉 1期 令和5年4月3日(月)~4月24日(月)
その他	2期 令和5年6月30日(金)~7月28日(金) 〈次世代住宅型〉 令和5年5月16日(火)~令和5年6月23日(金) 各事業の詳細は、下記ホームページをご覧下さい。
ホームページ	< 省CO2先導型 > https://www.kenken.go.jp/shouco2/apply.html 〈気候風土適応型 > https://www.kkj.or.jp/kikouhuudo/ 〈木造先導型 > http://www.sendo-shien.jp/05/ 〈次世代住宅型 > https://project.nikkeibp.co.jp/jisedaij/
お問合せ先	上記HPよりご確認ください。

事業名	優良木造建築物等整備推進事業								
事業主体	国								
対象者	[個/	人(持ち家)		[個人(賃貸)			✓ 事業者	Ĕ
対象工事	✓ 新	築(建設)		[✓ 改修・増築			購入	
カテゴリー	□バリアフリー化	✓ 省エネ化	✓環	境対策	▼ 移住定住・ 子育で等支援	□ 空家対	策	東日本大震災 被災者向け	こ その他
概要	カーボンニュートラ プロジェクトに対し				が期待できる木造	の中高層位	È宅·	非住宅建築物に	ついて、優良な
補助対象要件	次の①から⑤をすべて満たす木造建築物 ① 主要構造部に木材を一定以上使用するもの ② 建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められるもの ③ 不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途のもの。 ④ 多数の利用者等に対する木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされるもの ⑤ 省エネ基準に適合するもの								
補助金額等	調査設計費:木造化に関する費用の1/2以内 建設工事費:木造化による掛増し費用の1/3以内 ※上限は合計3億円								
補助申請期間	1期 令和5年4月3日(月)~ 4月24日(月) 2期 令和5年6月30日(金)~ 7月28日(金)								
その他	事業の詳細は,下記ホームページをご覧下さい。								
ホームページ	http://www.sendo-shien.jp/05/summary/								
お問合せ先	サステナブル建築物等先導事業(木造先導型)及び優良木造建築物等整備推進事業 評価事務局 電話:03-3588-1808(月〜金 11:00〜16:00(祝日・年末年始を除く))								

事業名	次世代省エネ建材の実証支援事業						
事業主体	国						
対象者	✓ 個人(持5家)	☑ 個人(賃貸)	✓ 事業者				
対象工事	新築(建設)	✓ 改修・増築	購入				
カテゴリー	□ バリアフリー化	環境対策	対策 東日本大震災 その他 被災者向け				
概要	既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿建材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援するもの。						
補助対象要件	<改修区分> ●外張り断熱 戸建住宅の外気に接する外壁全てを外張り断熱工法等にて改修すること など ●内張り断熱 施工性を向上するため断熱材と下地材等が一体となった断熱パネルや、快適性向上にも資する潜熱蓄熱建材を用いて改修すること など ■窓断熱 戸建住宅の全ての開口部を窓(防火・防風・防犯仕様)及び玄関ドアを用いて改修すること など						
補助金額等	 <補助率> 補助対象経費の1/2 <補助金の上限額・下限額・補助対象経費> ■外張り断熱(戸建・専用住宅の居住者又は所有者) 上限額:400万円/戸(仙台市・多賀城市・山元町は300万円) ■内張り断熱(戸建・集合住宅の居住者又は賃貸住宅の所有者) 上限額:戸建住宅200万円/戸、集合住宅125万円/戸下限額:20万円/戸 補助対象経費の合計:40万円以上/戸であること ■窓断熱(戸建住宅の居住者又は賃貸住宅の所有者) 上限額:窓(防火・防風・防犯仕様)及び玄関ドアのみ改修する場合150万円/戸窓(防火・防風・防犯仕様)及び玄関ドアと任意製品を併用して改修する場合200万円/戸 						
補助申請期間	一次公募:令和5年5月8日(月)~8月25日(金) 二次公募:令和5年9月4日(月)~11月30日(木)						
その他	事業の詳細は、一般社団法人 環境共創イニシアチブのホームページをご覧下さい。						
ホームページ	https://sii.or.jp/meti material	05/					
お問合せ先	<一般社団法人 環境共創イニシアチ: TEL: 03-5565-3110 【受付時間】						

事業名	既存住宅における断熱リフォーム支援事業										
事業主体	国										
+4.4.±											
対象者 	✓ 個人(持5家)		個人(賃貸)				I				
対象工事 	新築(建設)		✓ 改修・増築			購入					
カテゴリー	□ バリアフリー化 ✓ 省工ネ化 ✓	環境対策	移住定住· 子育で等支援	空家交	対策	東日本大震災被災者向け	こ その他				
概要	既存住宅において、省CO2関連投資によるエネルギー消費効率の改善と低炭素化を総合的に促進し、高性能建材を用いた断熱改修を支援するもの。また、戸建住宅においては、この断熱改修と同時に行う高性能な家庭用設備(蓄電システム・蓄熱設備)・熱交換型換気設備等の導入・改修支援、集合住宅(個別)においては、熱交換型換気設備等の導入・改修支援も行う。集合住宅(全体)においては、この断熱改修と同時に行う共用部のLED照明器具への切替支援も行う。										
補助対象要件	■トータル断熱 省エネ効果(15%以上)が見込まれる改修率を満たす高性能建材(断熱材、窓、ガラス)を用いた既存住宅の断熱リフォーム事業 ■居間だけ断熱 居間(日常生活の中心であり、家族全員の在室時間が最も長い居室)に高性能建材(窓)を用いた既存住宅の断熱リフォーム事業 詳細は公募要項をご確認ください。										
補助金額等	補助率1/3 高性能建材、玄関ドア 戸建て:上限120万円/戸(玄関ドア5万円を含む) 集合住宅:上限15万円/戸(玄関ドアも改修する場合は20万円/戸) LED照明(共用部):1カ所あたり8,000円 蓄電システム:上限20万円 蓄熱設備:上限20万円 熱交換型換気設備:上限5万円										
補助申請期間	令和5年3月公募: 令和5年3月20日(月)〜令和5年6月16日(金)17時まで 令和5年6月公募: 令和5年6月23日(金)〜令和5年8月10日(木)17時まで ※令和4年度は令和4年9月公募(9月12日〜12月23日)、令和5年1月公募(1月16日〜3月3日)を実施										
その他	事業の詳細は,下記ホームページを	で 関下さい。									
ホームページ	http://www.heco-hojo.jp/yR	03/danre	f/competition.	<u>html</u>							
お問合せ先	公益財団法人 北海道環境財団補 TEL:011-206-1573 受付時間:平日10:00~17:00	助事業部									

事業名	こどもエコすまい支援事業									
事業主体	国									
対象者 	✓ 個ノ	人(持ち家) 		個人(賃貸) 					<u> </u>	
対象工事	✓ 新	築(建設) 		✓ 改修・増築				✓ 購入		
カテゴリー	✓バリアフリー化	✓ 省エネ化	✓	環境対策	▼ 移住定住・ 子育で等支援	空家交	対策	東日本大震災 被災者向け	こ その他	
概要	エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯※による高い省エネ性能(ZEHレベル)を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図るもの。 ※子育て世帯:18歳未満の子を有する世帯(2003年4月2日以降に出生した子を有する世帯) 若者夫婦世帯:夫婦のいずれかが39歳以下の世帯(1981年4月2日以降に生まれた世帯)									
補助対象要件	〈子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築又は新築分譲住宅の購入〉以下の①から④全ての要件に該当する住宅 ① 強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有するもの ② 住戸の延べ床面積が50㎡以上のもの ③ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づく土砂災害特別警戒区域に立地しないもの ④ 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による観光に従わなかった旨の公表がされていないもの 〈リフォーム〉※補助額が合計5万円以上となるものが対象以下①から⑧に該当するリフォーム工事(①から③のいずれかは必須) ① 開口部の断熱改修 ② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 ③ エコ住宅設備の設置 ④ 子育て対応改修 ⑤ 防災性向上改修 ⑥ バリアフリー改修 ⑦ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置 ⑧ リフォーム瑕疵保険等への加入									
補助金額等	<子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築又は新築分譲住宅の購入> ZEH住宅 100万円/戸 <リフォーム> リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円/戸 ※子育て世帯・若者夫婦世帯は上限45万円/戸(既存住宅購入を伴う場合は60万円/戸) ※安心R住宅の購入を伴う場合は上限45万円/戸									
補助申請期間	交付申請期間: 申請は事業者が		1日か	ら予算上限	に達するまで(返	屋くとも令和	5年1	2月末まで)		
その他	事業の詳細は、	下記ホームページ	をご覧	うます。 である。						
ホームページ	https://kodo	mo-ecosuma	i.mli	t.go.jp/						
お問合せ先	こどもエコすまい式 TEL:0570-20 受付時間:9:0	00-594(IP電			045-330-134	10				

事業名	先進的窓リノベ事業									
事業主体	国									
対象者	✓ 個人(持5家)	✓ 個人(賃貸)		✓ 事業者						
対象工事	新築(建設)	✓ 改修·増築		購入						
カテゴリー	「パリアフリー化」 「一省工礼化」 「」	環境対策		#日本大震災						
概要	既存住宅における熱損失が大きい窓の断熱性能を高めることにより、エネルギー価格高騰への対応(冷暖房費負担の軽減)や、2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減(2013年度比)への貢献、2050年ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保への貢献を目的とするもの。									
補助対象要件	 <補助対象者> 以下①②のすべてを満たす方 ①窓リノベ事業者と工事請負契約を締結し、窓のリフォーム工事をすること ②窓のリフォーム工事をする住宅の所有者等であること ※窓リノベ事業者:補助対象者に代わり交付申請の手続きを行い、補助金の交付を受け、交付された補助金を補助対象者に還元するものとして事務局に登録された施工業者等をいう。 ※住宅の所有者等:住宅を所有する個人またはその家族、住宅を所有し、賃貸に供する個人または法人、賃借人、集合住宅等の管理組合・管理組合法人 <補助対象となる住宅> 既存住宅であること(戸建、集合住宅の別を問わない。) ※既存住宅:リフォーム工事の工事請負契約日時点において、建築から1年が経過した住宅または過去に人が居住した住宅(現に人が居住している住宅を含む)をいう。 <対象となる工事> ①②を満たし、③に該当しない工事 ①対象製品※を用いたガラス交換、内窓設置、外窓交換(カバー工法、はつり工法) ※メーカーから性能証明書が発行されます。 ②補助額が5万円以上 ③補助の対象にならないリフォーム工事例 ドアを交換する工事、ドアの一部およびドアに付随する欄間に取り付けられたガラスを交換する工事、 									
補助金額等	高い断熱性能を持つ窓への改修に関す	「る費用の1/2相当等を定額	補助(上陸	艮200万円)						
補助申請期間	工事請負契約日の期間 2022年11月8日から遅くとも2023年12月31日まで 交付申請期間 2023年3月31日~予算上限に達するまで(遅くとも2023年12月31日まで) 申請は事業者が行う									
その他	事業の詳細は、下記ホームページをご覧	 這下さい。								
ホームページ	https://window-renovation.en	ıv.go.jp/								
お問合せ先	先進的窓リノベ事業事務局 TEL: 0570-200-594 (IP電話等力 受付時間: 9:00~17:00 (土日祝		0	_						

										н
事業名	給湯省エネ事	業								
事業主体	国									
対象者	✓ 個 .	人(持ち家)		l	✓ 1	個人(賃貸)	人(賃貸)			š
対象工事	✓ 新		✓ 改修・増築				✓ 購入			
カテゴリー	□ バリアフリー化	✓ 省エネ化	✓	環境対策		移住定住・ 子育で等支援	空家交	策	東日本大震災被災者向け	その他
概要	家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行い、その普及拡大により、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とするもの。									
補助対象要件	 【補助対象者> 以下①②のすべてを満たす方 ①給湯省エネ事業者と契約を締結し、以下のいずれかの方法により本事業の対象設備である高効率給湯器(対象機器)を導入する・新築注文住宅に、対象機器を購入し、設置する方法【工事請負契約】・対象機器が設置された新築分譲住宅(戸建または共同住宅等)を購入する方法【不動産売買契約】・リフォーム時に、対象機器を購入し、設置する方法【工事請負契約】・既存給湯器から対象機器への交換設置を条件とする既存住宅(戸建または共同住宅等)を、購入する方法【不動産売買契約】・既存給湯器から対象機器への交換設置を条件とする既存住宅(戸建または共同住宅等)を、購入する方法【不動産売買契約】・※給湯省エネ事業者:住宅省エネ2023キャンペーンの住宅省エネ支援事業者に登録し、本事業に参加を申告することで登録されます。 ②対象機器を設置する住宅の所有者等である※住宅の所有者等:住宅を所有する個人またはその家族、住宅を所有し、賃貸に供する個人または法人、賃借人、集合住宅等の管理組合・管理組合法人 補助対象となる機器> ①を満たし、②に該当しない製品 ①を満たし、②に該当しない製品 ①一定の性能を満たす高効率給湯器である(以下の製品で、事務局が登録したもの)家庭用燃料電池(エスファーム)、電気ヒートポンブ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)、ヒートポンプ給湯機(エコキュート) ②補助の対象にならない機器例中古品、またはメーカーの保証の対象外である機器、店舗併用住宅等に設置するもので、専ら店舗等で利用する機器、倉庫、店舗等(住宅以外の用途)に設置する機器、従前より省エネ性能が下がる機器、リフォーム工事の発注者が対象機器を購入し、その取付を給湯省エネ事業者に依頼する工事、自社が保有する住宅に自社で行ラリフォーム工事 									
補助金額等	や、いわゆるDIY 設置した対象機器の補助額に設置台数を乗じた金額 ※ただし、設置台数の上限は、戸建住宅はいずれか2台まで、共同住宅等はいずれか1台まで 家庭用燃料電池(エネファーム):15万円/台 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)、ヒートポンプ給湯機(エコキュート):5万円/									
補助申請期間	工事請負契約日の期間 2022年11月8日から遅くとも2023年12月31日まで 交付申請期間 2023年3月31日~予算上限に達するまで(遅くとも2023年12月31日まで) 申請は事業者が行う									
その他	事業の詳細は、	下記ホームページ	をご覧	覧下さい。						
ホームページ	https://kyut	ou-shoene.m	eti.g	o.jp/						
お問合せ先		事務局 00-594(IP電 00~17:00(土			04	5-330-134	.0			

事業名	住宅エコリフォーム推進事業									
事業主体	国									
対象者	□ 個人(持5家)	□ 個人(賃貸)	✓ 事業者							
対象工事	新築(建設)	✓ 改修・増築	購入							
カテゴリー	バリアフリー化 ✓ 省エネ化 ✓	環境対策	空家対策 東日本大震災							
概要	カーボンニュートラルの実現に向け、住宅 修する取組に対して、支援を行うもの。	ストックの省エネ化を推進するため、	住宅をZEHレベルの高い省エネ性能へ改							
補助対象要件	住宅をZEHレベルの高い省工ネ性能へ改修することを目的とした以下の事業で、令和5年4月1日以降に契約し事業者登録後に工事着手したものを対象とする。 ・省工ネ診断 ・省工ネ設計等 ・省工ネ改修(建替えを含む)									
補助金額等	補助率 ・省エネ診断: 1/3 (公共実施の場合1/2) ・省エネ設計等・省エネ改修(建替えを含む):補助対象費用の40%(上限35万円/戸)									
補助申請期間	・事業者登録の受付期間:令和5年4月28日(金)〜令和5年12月15日(金) ・交付申請の受付期間:令和5年5月26日(金)〜予算上限に達するまで (遅くとも令和6年1月19日(金)まで)									
その他	事業の詳細は、下記ホームページをご覧下さい。									
ホームページ	https://ecoreform-shien.jp/									
お問合せ先	住宅エコリフォーム推進事業実施支援3 TEL: 03-6803-6684 受付時間: 9:30~17:00(12:00/ E-mail: info@ecoreform-shien. ※記録保持のため、ご質問・ご相談は	~13:00除〈)月~金曜日(祝E jp	日、年末年始を除く)							

事業名	子育て支援型共同住宅推進事業									
事業主体										
対象者	☑ 個人(持5家) ☑ 個人(賃貸) ☑ 事業者									
対象工事	✓ 新築(建設)		✓ 改修・増築	購入						
カテゴリー	☑ パリアフリー化 □ 省エネ化	環境対策	移住定住· 子育で等支援	空家対策 東日本大震災 被災者向け	その他					
概要	共同住宅(分譲マンション及び賃貸住宅)を対象とした、事故や防犯対策などの子どもの安全・安心の確保に資する 住宅の新築・改修の取組や、子育て期の親同士の交流機会の創出のため、居住者間のつながりや交流を生み出す施 設の設置の取組を支援することにより、子どもと親の双方にとって健やかに子育てできる環境の整備を進めるもの。									
	<事業の要件>									
	賃貸住宅建設型		賃貸住宅改修型	マンション改修型						
補助対象要件	賃貸住宅の入居者(世帯)又は分譲マンションの居住者が、子育て世帯(※1)であること(※2)。 ※1 小学生以下の子どもを養育している世帯 ※2 賃貸住宅においては、募集開始から3か月間は子育て世帯に限定して入居者募集を行うこと。3か月以上の間、入居者を確保できない場合は、子育て世帯以外の者を入居させることができる。									
	② 住戸の専有部分が40㎡以上であること。									
	3	対象住戸を含む	住戸を含む建物は新耐震基準に適合していること。							
	④ 建物の所在地が土砂災害特別区域に該当	当しないこと。								
	⑤ 住宅が省エネ基準に適合していること。									
	上記①~⑤の要件を満たし、かつ「子どもの ⑥ 資する設備の設置」を整備する住戸が1棟 上であること。									
	0			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全確保に資する					
	< 補助を受ける者 >									
	賃貸住宅建設型 賃貸住宅改修型 マンション改修									
	交付申請者 賃貸住宅所有者(オーナー)	・サブリ : 得てい : 賃借	主宅所有者(オーナー) ース事業者(賃貸住宅所有者から改修の いる場合) 人(自身が子育て世帯であり、かつ賃貸を 改修の許諾を得ている場合)	・ 区ガが有有(日身が十月(世市でめ	る居住者)					
	<補助対象事業と補助領> ①「子どもの安全確保に資する設備の設置」 ^{※1} に対する補助:新築1/10、改修1/3(上限100万円/戸)									
補助金額等	②「居住者等による交流を促す施設の設置」 ^{※2} に対する補助:新築1/10、改修1/3(上限500万円)									
THILDIAL BANA	※1転倒防止の手すり等の設置、防犯性の高い玄関ドアの設置など(必須項目あり)									
	※2交流場所として利用できる多目的室(キッズルーム・集会室)、プレイロット(遊具・水遊び場・砂場)、家庭菜園、交流用ベンチの設置(2項目以上を実施/新築は必須、改修は補助対象とする場合のみ)									
	園、父派用ハノナの設直(2 吳日	以上で夫加/	′ 新架ほ必須、欧修は畑は	切刈豕と9る場合∪の <i>)</i> ————————————————————————————————————						
補助申請期間	応募期間:令和5年6月12日(月	月)~令和6	年2月29日(木)							
その他	事業の詳細は,下記ホームページを	をご覧下さい。								
ホームページ	https://kosodate-sc.jp/									
	子育て支援型共同住宅サポートセ	-								
お問合せ先	メールアドレス:info@kosodate-sc.jp									
	TEL : 03-6659-8875 受付時間 : 10 : 00~12 : 00、13:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く)									